

## 自動定期 成長計画 規定

### 1. (預金の預入れ等)

- (1) この預金の預入れは法人に限定し、1回あたり10,000円以上の預入金額を同一店舗同一法人の当座預金または普通預金から毎月口座振替の方法により預入れるものとします。
- (2) 通帳記載の満期日1か月前まで預入れることができます。

### 2. (口座振替による預入れ)

- (1) 引落口座、振替日、振替金額、振替方法等は、口座振替特約書に記載のとおりとします。ただし、引落口座の残高(当座貸越を除く)が振替日において振替金額に満たないときは、通知することなく、その月の口座振替を行いません。
- (2) 引落口座、振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合にはあらかじめ当店に届出てください。

### 3. (証券類の受入れ)

小切手その他の証券類の受入れはしません。

### 4. (期間、継続の方法等)

- (1) 預入れのつど、預入日の1年後の応当日を満期日とし、3年後の応答日を最長預入期限日とするスーパー定期預金または自由金利型定期預金とします。
- (2) 預入日から満期日の前日までの期間について、預入日現在における次の契約期間に応じた利率を適用します。
  - ① 契約期間が1年以上 スーパー定期預金または自由金利型定期預金の1年の利率
  - ② 契約期間が1年未満 スーパー定期預金または自由金利型定期預金の6か月の利率

### 5. (預金の支払時期)

この預金は、通帳記載の満期日以後に支払います。

### 6. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(または継続日)から通帳記載の満期日の前日までの期間について約定の利率によって計算し解約日に支払います。
- (2) この預金を第7条1項により満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率により計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 預入金額が1,000万円未満の場合
    - A 6か月未満 解約日の普通預金利率
    - B 6か月以上1年未満 約定利率×50%(小数点第3位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)
  - ② 預入金額が1,000万円以上の場合
    - A 6か月未満 解約日の普通預金利率
    - B 6か月以上1年未満 約定利率×40%(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)
- (3) この預金の付利単位は1円とします。

### 7. (預金の解約)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳を再発行する場合は、当組合所定の手数料をいただくことがあります。
- (4) 預金口座の開設の際には、当組合は、法令で定める本人特定事項等の確認を行っています。

この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法によって届出てください。

9. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

10. (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、当組合の承諾なしに譲渡、質入れはできません。なお、当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合の所定の書式により行います。

11. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、定期預金規定により取り扱います。

以上